

平成 28 年 2 月 22 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

ガラスびん事業部

## ガラスびん再商品化について

ガラスびんの再商品化は、特に以下の諸点にご留意のうえ実施してください。

### 記

#### 1. 運搬・保管について

- ・ 市町村からの引取に際しては、予めジョイントを組んで当協会に登録されている運搬事業者(自社運搬を含む)が行うことになっています。登録運搬事業者が下請けの事業者等に運搬をさせると再委託となります。ご注意ください。なお、当協会では、市町村に対して引取運搬事業者名を年度当初に連絡しております。
- ・ また、運搬事業者が市町村保管施設で積み込み作業を行う場合は、使用重機に対する運転資格保有者が行うことになっておりますので、資格の保有の有無にご留意ください。保管施設側から、フォークリフト運転技能講習修了証やショベルローダー等運転技能講習修了証等の提示を求められる場合もあります。
- ・ 引取の際、ガラスびん置き場として工場外の置き場や中継基地を設けることは出来ません。ご注意ください。
- ・ ガラスびんや再商品化製品の保管に関しては、予め当協会に登録申請された保管場所に保管してください。申請以外の場所に保管することは出来ません。変更する場合は事前に協会へ連絡してください。
- ・ 再生処理事業者のヤードの近隣地区が住宅地などの場合、台風や暴風雨などの際、カレットの飛散により近隣の住民等からクレームが出る可能性があります。予防措置として飛散対策も併せて行うようお願いします。

#### 2. トラックスケール・はかりの定期検査について

- ・ 計量法では、各種取引や証明に使われている計量器に関し、2年に1回の定期検査を義務づけていますので十分注意してください。(計量法第19条及び25条)

### 3. 再商品化工程について

- ・ 再商品化は、再商品化製品利用事業者の品質規格に従い、厳格に実施してください。
- ・ 再商品化に際して、再委託は出来ません。ご注意ください。
- ・ 再商品化に際して発生した異物は、有価物として売却するか、有価物として売却出来ないものはマニフェスト伝票を交付のうえ、産業廃棄物として処理をしてください。また、マニフェスト伝票を交付した場合は、年に1回(6月30日まで)「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を都道府県知事へ報告する必要があるため、失念しないようお願いします。(参考:廃棄物処理法第12条の3第7項)
- ・ 紙のマニフェスト伝票を交付する場合は「建設系廃棄物マニフェスト」ではなく、「直行用マニフェスト伝票」または「積替用マニフェスト伝票」を必要に応じ使用してください。
- ・ 再生処理事業者が、引取品質が良くないことを理由に市町村に対し引取拒否をすることは出来ません。引取品質に問題があった場合は、資料15に基づき品質調査を行っていただき市町村に改善の申し入れを行ってください。品質調査結果はREINSで入力してください。  
それでも改善が見られない場合は、協会へご連絡ください。

### 4. 操業記録、月報の記載について

- ・ ガラスびんの市町村からの引き取り、再商品化の実施、再商品化製品利用事業者への製品の引き渡し等、一連の再商品化業務が発生した場合は、その都度、実測に基づいた月報への記録をお願いします。
- ・ 再商品化に際しては、作業時間、作業員、原料投入量、製品量、再商品化で発生した各種事象などを記録した操業月報を、再商品化の都度記録するようお願いします。
- ・ 月報等、協会への提出書類は正確かつ期限厳守(原則毎月5日)でお願いします。

### 5. 保管施設の引取条件等について

- ・ 過去において、入札条件リストに記載された保管施設以外の場所への引取を市町村等から事業者へ要求された例があります。環境省に登録された保管施設以外での引取を行うことは出来ません。このような場合は、必ず、協会に連絡してください。協会は市町村等に対し正しい手続きの案内をします。また、引取車両や引取条件特記事項等、入札条件リストと異なる条件の場合も、必ず協会に連絡してください。

## 6. 安全・衛生管理について

- ・ ヘルメット、安全靴、手袋、マスク、保護眼鏡等保護具の着用を心掛けてください。なお、旧労働省通達により、フォークリフト、ショベルローダー等の重機運転の際はヘルメット着用が定められていますので遵守してください。(参考:昭 50.4.10 基発 218 号「荷役、運搬機械の安全対策について」)
- ・ 危険な場所での作業では、一人作業を極力回避するようお願いいたします。また、必要な安全対策を施してください。
- ・ ヤード内に安全に関する標識を表示し、危険な場所には安全柵やカバーを設置するようお願いいたします。特に、コンベア等の機械の回転部分が露出している場合は、カバー等の早期の対応をお願いいたします。
- ・ 設備の故障や不具合が起きた場合は、必ずブレーカーや当該設備の電源を切ったうえで修理・点検等を行うようお願いいたします(ロックアウト措置)。また、修理点検の際は、電源等に「修理点検中」の札をかける(タグアウト措置)、スイッチをキーロックする、更に構内放送や朝礼等でその旨周知するなどの適宜適切な対応をお勧めします。
- ・ 重機に関しては労働安全衛生法で特定自主検査(フォークリフト等)や定期自主検査(ショベルローダー等)の定期検査が義務付けられているため、遵守してください。また、検査記録表(証明書)の保存(3年間)も遵守してください。(参考:年次検査(労働安全衛生規則 第 151 条の 21)、月次検査(同規則 第 151 条の 22)、始業前点検(同規則 第 151 条の 25))
- ・ 引き取り、引き渡しの際の運搬車輛や重機の安全運転に心掛け、過積載に留意してください。
- ・ 破碎機等の騒音を発生する設備で作業する際の作業者の騒音障害(騒音性難聴)防止の対策を講じてください。具体的には騒音の測定等の作業環境管理、作業管理(防音対策、耳栓等)、健康管理(健康診断等)を実施してください。(参考:平 4.10.1 基発第 546 号「騒音障害防止のためのガイドラインの策定について」)
- ・ その他、安全面・衛生面については、くれぐれも万全の対応をお願いいたします。

以上のようなガラスびんの再商品化ルールを徹底するため、実際に再商品化を担当されている方を対象とした教育訓練を実施するようお願いいたします。

以上